

地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日 6 デ推推第 808 号

(通則)

第 1 条 地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、地域課題解決型スマート東京普及促進事業実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日付 6 デ推推第 807 号、以下「実施要綱」という。）第 11 条に基づき、区市町村や大学、地元企業等による地域課題解決に向けた取組に要する経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、まちのスマート化に意欲的な地域の主体的な取組を加速させ、都内各地のスマート東京の展開・実装につなげていくことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱の用語の例による。

(補助金の交付対象)

第 4 条 この補助金は、事業計画に基づく事業に必要な次項に掲げる経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、実施主体に交付するものとする。

2 この補助金の交付申請を行った事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して補助金を交付する。

- (1) 地域課題の探索・検討・設定等に要する経費
- (2) デジタルの力を活用した地域の課題解決に資する取組の実施に係る費用
- (3) その他、知事が認めたもの

3 補助金の交付対象は、補助金の交付を決定した日から当該年度の末日までの期間（以下「補助対象期間」という。）に開始し、かつ完了した事業とする。

4 他の補助金を一部財源とする事業は交付対象としないものとする。

5 次に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 飲食代と認められるもの
- (2) 不動産取得に関する経費
- (3) 委託契約において、委託先の資産になるもの
- (4) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの

- (5) 補助事業以外の事業と混合して支払が行われており、補助対象経費が区分できないもの
- (6) 契約から支払までの一連の手続が補助対象期間内に行われていないもの
ただし、支払が補助対象期間外であっても、別途定める要件を満たす場合は補助対象経費とすることができる
- (7) その他知事が補助対象経費と認めない経費

(暴力団等の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助金の額)

第6条 都が実施主体に交付する補助金の額は、採択に係る計画期間につき、各年度とも、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額2000万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項による補助金の額は、次条に規定する補助金交付申請書（様式第1）における経費明細書中の経費区分ごとに算出した額の合計額をいい、事業の経費区分ごとに算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）に、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3）により実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第9条 実施主体は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出すること

により、申請の撤回をすることができる。

（補助事業の変更の承認）

第 10 条 実施主体は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式第 4）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による承認を要する補助事業の変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1）事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）

（2）事業の実施において、補助対象経費の 20 パーセントを超えて経費区分を変更しようとするとき

（3）事業の一部を中止しようとするとき

3 知事は、第 1 項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

4 知事は、第 1 項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）を、補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 5）により実施主体に通知するものとする。

（補助事業の中止の承認）

第 11 条 実施主体は、交付決定を受けた補助事業を中止しようとする場合は、補助金中止承認申請書（様式第 6）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 1 項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）又は不承認を、補助金中止承認（不承認）通知書（様式第 7）により実施主体に通知するものとする。

（状況報告）

第 12 条 実施主体は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業等遂行状況報告書（様式第 8）を提出しなければならない。

（遂行命令等）

第 13 条 知事は、実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、実施主体に対し、当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 実施主体が前項の命令に違反したときは、知事は、実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 実施主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合も含む。）又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業実績報告書（様式第 9）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式第 10）により実施主体に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、事業の経費区分ごとに第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により算出する額の合計額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。補助金の支払を受けようとするときは、実施主体は補助金請求書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、第 15 条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、実施主体に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により実施主体が必要な措置をした場合には、第 14 条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき

(4) 実施主体の責めに帰すべき理由により承認計画の中止若しくは大幅な変更をしたとき

(5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが判明したとき

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に実施主体に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第 15 条の規定により実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第 20 条 第 18 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、実施主体が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を実施主体に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、実施主体が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 実施主体は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存

するものとする。

- 2 実施主体は、補助対象期間において、補助事業を通じて得られた収益を同事業の拡大に寄与する用途において活用を図らなければならない。
- 3 実施主体は、都が求める場合には第1項で定める証拠書類を提示しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第24条 実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 実施主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 実施主体は、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（様式第12）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をした実施主体に対し、当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を都に納付させることができる。

(その他)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則（令和7年3月31日付6デ推推第808号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。